

## 長野広域連合ごみ処理手数料審議会設置条例

### (設置)

第1条 長野広域連合が設置する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条に規定するごみ処理施設）のごみ処理手数料に関し、広域連合長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、長野広域連合ごみ処理手数料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 審議会は、広域連合長の諮問に応じてごみ処理手数料に関する事項について調査又は審議するほか、必要に応じてごみ処理手数料に関する事項について広域連合長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 広域連合長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

### (会議の公開)

第7条 審議会の公開については、会議の内容に応じて審議会において決定する。

### (書記)

第8条 審議会に書記若干人を置き、広域連合職員のうちから広域連合長が任命する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

- (長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年長野広域連合条例第32号)を次のように改正する。

別表第2中ごみ処理施設建設事業者等選定委員会委員の項の次に次のように加える。

ごみ処理手数料審議会委員	〃 7,000
--------------	---------